

議 案 書

令 和 元 年 9 月

第 3 回 定 例 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
認定 1	平成30年度松山市一般・特別会計決算の認定について		1
2	平成30年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について		3
議案 8 1	令和元年度松山市一般会計補正予算（第2号）		5
8 2	令和元年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）		1 5
8 3	令和元年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）		1 7
8 4	令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）		1 9
8 5	松山市職員給与条例等の一部改正について		2 1
8 6	松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について		2 3
8 7	松山市姫ヶ浜荘条例の一部改正について		3 7
8 8	松山市消防手数料条例の一部改正について		3 9
8 9	松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について		4 1
9 0	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		4 3
9 1	松山市幼稚園条例等の一部改正について		4 5
9 2	松山市環境基本条例の一部改正について		5 5
9 3	松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について		5 7
9 4	松山市手数料条例の一部改正について		6 1
9 5	松山市水道事業給水条例の一部改正について		6 3
9 6	松山市森林環境整備基金条例の制定について		6 5
9 7	工事請負契約の締結について（（仮称）松山市姫ヶ浜荘新築主体 その他工事）		6 7
9 8	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）		6 9
9 9	財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）		7 1
1 0 0	市道路線の認定について		7 3

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	教育長の任命に関し同意を求めることについて		
	公平委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて		
	人権擁護委員候補者の推薦について		

認定第1号

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年度松山市一般・特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度松山市一般・特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成30年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算書
2. 平成30年度松山市一般・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 平成30年度松山市一般・特別会計実質収支に関する調書
4. 平成30年度松山市財産に関する調書
5. 平成30年度松山市一般・特別会計決算に係る主要な施策の成果説明書
6. 平成30年度松山市運用基金状況書
7. 平成30年度松山市各会計決算審査意見書
平成30年度松山市各基金運用状況審査意見書

(参 照)

地方自治法(抄)

(決 算)

第233条

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

(基 金)

第241条

- 5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場

合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

地方自治法施行令（抄）

（決算）

第166条

- 2 地方自治法第233条第1項及び第5項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

認定第2号

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年度松山市公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度松山市公営企業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）及び欠損金処理計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、平成30年度松山市公営企業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

提出書類

1. 平成30年度松山市水道事業会計・簡易水道事業会計・工業用水道事業会計決算書
2. 平成30年度松山市公共下水道事業会計決算書
3. 平成30年度松山市公営企業会計決算審査意見書

（参 照）

地方公営企業法（抄）

（決 算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

（剰余金の処分等）

第32条

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

令和元年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度松山市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 897, 156 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187, 762, 196 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 9 月 5 日 提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		64,274,000 千円	815,000 千円	65,089,000 千円
	1 市民税	28,959,000	370,000	29,329,000
	2 固定資産税	29,766,000	355,000	30,121,000
	3 軽自動車税	1,018,000	90,000	1,108,000
2 地方譲与税		1,366,000	34,760	1,400,760
	5 森林環境譲与税	0	34,760	34,760
12 地方交付税		19,000,000	300,000	19,300,000
	1 地方交付税	19,000,000	300,000	19,300,000
14 分担金及び負担金		925,130	15,608	940,738
	1 分担金	28,767	15,608	44,375
16 国庫支出金		41,139,518	120,327	41,259,845
	2 国庫補助金	4,975,968	120,327	5,096,295
17 県支出金		14,964,093	192,493	15,156,586
	2 県補助金	3,603,173	192,493	3,795,666
20 繰入金		12,650,049	90,000	12,740,049
	1 基金繰入金	12,599,496	90,000	12,689,496
21 繰越金		900,000	414,205	1,314,205

	1 繰越金	900,000	414,205	1,314,205
22 諸収入		4,431,730	205,163	4,636,893
	3 貸付金元利収入	2,518,310	200,000	2,718,310
	4 雑入	1,871,290	5,163	1,876,453
23 市債		11,080,700	709,600	11,790,300
	1 市債	11,080,700	709,600	11,790,300
歳 入	合 計	184,865,040	2,897,156	187,762,196

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,530,723 千円	63,875 千円	14,594,598 千円
	1 総務管理費	11,511,362	63,875	11,575,237
3 民生費		93,853,746	237,510	94,091,256
	1 社会福祉費	39,617,062	199,088	39,816,150
	2 児童福祉費	31,370,389	38,422	31,408,811
4 衛生費		15,823,246	6,234	15,829,480
	1 保健衛生費	2,587,143	4,798	2,591,941
	2 保健所費	6,760,944	1,436	6,762,380
6 農林水産業費		2,348,910	385,923	2,734,833
	1 農業費	1,088,737	10,407	1,099,144

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費	2 農業土木費	550,975 千円	340,755 千円	891,730 千円
	3 林業費	141,883	34,761	176,644
8 土木費	1 商工費	5,797,822	395,782	6,193,604
	2 観光費	4,500,990	325,539	4,826,529
9 消防費	2 観光費	1,296,832	70,243	1,367,075
	1 商工費	17,121,970	918,204	18,040,174
	2 道路橋梁費	2,280,141	473,140	2,753,281
	3 河川費	928,534	340,700	1,269,234
	5 都市計画費	10,729,964	104,364	10,834,328
10 教育費	1 消防費	5,193,786	11,505	5,205,291
	1 消防費	5,193,786	11,505	5,205,291
	2 小学校費	11,732,646	270,123	12,002,769
	2 小学校費	1,660,086	77,200	1,737,286
	3 中学校費	879,014	55,100	934,114
	4 幼稚園費	1,116,211	5,200	1,121,411
12 災害復旧費	5 社会教育費	2,240,463	75,079	2,315,542
	6 保健体育費	3,999,455	57,544	4,056,999
12 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	632,468	608,000	1,240,468
	1 農林水産施設災害復旧費	520,468	500,000	1,020,468

	3 土木施設災害復旧費	0	108,000	108,000
歳出	合計	184,865,040	2,897,156	187,762,196

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
水源開発策検討業務委託	令和元年度～令和2年度	4,000 千円
クルーズ船受入等業務委託	令和元年度～令和2年度	19,800

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
西クリンセンター整備・運営事業	平成21年度～令和14年度	38,260,500 千円	平成21年度～令和14年度	38,691,700 千円

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合コミュニティセンター改修事業	千円 10,000	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 借入時期 令和元年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。 	<p>年10%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えすることができる。 財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。
土木施設災害復旧事業	110,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産基盤整備事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> 借入先 財務省、地方公共団体金融機構その他 借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。 借入時期 令和元年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入されることできる。 	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> 償還期限 40年以内(内据置5年以内) 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えをすることができ。 財務省、地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることできる。 	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	120,000	同上	同上	同上	240,000	同上	同上	同上
	20,000	同上	同上	同上	50,000	同上	同上	同上
体育施設整備事業	70,000	同上	同上	同上	80,000	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧事業	230,000	同上	同上	同上	560,000	同上	同上	同上

議案第 82 号

令和元年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 838千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94, 638千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市勤労者福祉サービスセンター事業特別会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		7,300 千円	2,008 千円	9,308 千円
	1 繰越金	7,300	2,008	9,308
6 国庫支出金		0	830	830
	1 国庫補助金	0	830	830
歳入	合計	91,800	2,838	94,638

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 勤労者福祉サービスセンター事業費		90,800 千円	2,838 千円	93,638 千円
	1 勤労者福祉サービスセンター事業費	90,800	2,838	93,638
歳出	合計	91,800	2,838	94,638

令和元年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市鹿島観光事業特別会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		20,600 千円	7,456 千円	28,056 千円
	1 一般会計繰入金	20,600	7,456	28,056
歳入	合計	30,800	7,456	38,256

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 渡船管理事業費		29,800 千円	7,456 千円	37,256 千円
	1 渡船管理事業費	29,800	7,456	37,256
歳出	合計	30,800	7,456	38,256

令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

なお、今年度の松山市松山城観光事業特別会計予算全体における元号の表示は、「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520,100千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市松山城観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		473,990 千円	44,500 千円	518,490 千円
	1 使用料	278,429	40,000	318,429
	2 手数料	195,561	4,500	200,061
歳入	合計	475,600	44,500	520,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 索道運輸事業費		278,179 千円	40,000 千円	318,179 千円
	1 索道運輸事業費	278,179	40,000	318,179
2 松山城管理費		196,421	4,500	200,921
	1 松山城管理費	196,421	4,500	200,921
歳出	合計	475,600	44,500	520,100

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市職員給与条例等の一部改正について

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市職員給与条例等の一部を改正する条例

(松山市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 松山市職員給与条例(昭和 27 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「, 若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 28 条の 2 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 29 条第 1 項及び第 29 条の 3 第 6 項中「, 若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 松山市職員の退職手当に関する条例(昭和 33 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 36 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条及び第 13 条中「, 若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 14 条第 2 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 41 年条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の欠格条項に係る規定を削除するため、本案を提出する。

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

記

松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）
第 24 条第 5 項及び松山市職員給与条例（昭和 27 年条例第 31 号。以下「給与条例」
という。）第 31 条の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職
員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるこ
とを目的とする。

(給与)

第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員
」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当、地域手当及び期末手当とする。

2 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」
という。）の受ける給与は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。
以下同じ。）並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿
日直手当、初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

(給料及び基本報酬)

第 3 条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料は、給与条例第 5 条第 1
項各号に掲げる給料表（以下この項及び次項において「給料表」という。）によるもの
とし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

2 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任
の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準と
なるべき職務の内容は、給与条例第 5 条第 2 項各号に掲げる等級別基準職務表に定める
とおりとする。

- 3 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する。
- 4 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長の定める基準に従い、任命権者が決定する。
- 5 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、当該フルタイム会計年度任用職員が月額で給料を定めたとした場合に前各項の規定を適用して算定した給料の月額を21で除して得た額とする。
- 6 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間と同一であるとした場合に第1項から第4項までの規定を適用して得た額をいう。以下この条において同じ。）に、同条第5項の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について1日につき割り振られた勤務時間を同項本文の規定により1日につき割り振られた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を、勤務時間条例第3条第2項本文の規定により1日につき割り振られた勤務時間に21を乗じて得た数で除して得た額とする。

（給料及び基本報酬の支給方法）

第4条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料及び月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員（パートタイム会計年度任用職員にあつては、給与条例第7条の2に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）の例による。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の給料及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月の21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前

においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)に支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、支給日を変更することができる。

(通勤手当)

第5条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める額の通勤手当を支給する。

(特殊勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 会計年度任用職員には、松山市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第24号)の適用を受ける職員の例により、特殊勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、特殊勤務手当に相当する報酬)を支給する。

(時間外勤務手当及び時間外勤務手当に相当する報酬)

第7条 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、時間外勤務手当に相当する報酬)を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(休日勤務手当及び休日勤務手当に相当する報酬)

第8条 給与条例第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「第27条」とあるのは「松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と、「100分の125」とあるのは「100分の100」と、「休日勤務手当」とあるのは「休日勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、休日勤務手当に相当する報酬)」と読み替えるものとする。

(夜間勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第9条 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、夜間勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、夜間勤務手当に相当する報酬)を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額については、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額によるものとする。

(宿日直手当及び宿日直手当に相当する報酬)

第10条 会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、宿日直手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、宿日直手当に相当する報酬)を支給する。

(初任給調整手当及び初任給調整手当に相当する報酬)

第11条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員の例により、初任給調整手当を支給する。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める額の初任給調整手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、初任給調整手当に相当する報酬)を支給する。

(地域手当及び地域手当に相当する報酬)

第12条 給与条例第19条の2及び第19条の3の規定は、月額で給料又は基本報酬を定める会計年度任用職員について準用する。この場合において、これらの規定中「地域手当」とあるのは「地域手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、地域手当に相当する報酬)」と、給与条例第19条の2第2項及び第19条の3中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料(パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬)の月額」と読み替えるものとする。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める額の地域手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、地域手当に相当する報酬)を支給する。

(期末手当)

第13条 給与条例第28条(第3項及び第5項を除く。)から第28条の3までの規定は、会計年度任用職員(市長が規則で定める職員に限る。)について準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員及び日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める額」と読み替えるものとする。

(監視又は断続的勤務に係る給与)

第14条 監視又は断続的勤務に従事する会計年度任用職員に支給する第7条から第9条までに規定する給与については、市長が別に定めることができる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第15条 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

2 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の日額及びこれに対する地域手当の日額並びに初任給調整手当の日額の合計額を勤務時間条例第3条第2項本文の規定により1日につき割り振られた勤務時間で除して得た額とする。

3 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額並びに初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第5項の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

4 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額並びに初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額を勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により当該パートタイム会計年度任用職員について1日につき割り振られた勤務時間で除して得た額とする。

5 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、基本報酬の時間額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の時間額並びに初任給調整手当に相当する報酬の時間額の合計額とする。

(端数処理)

第16条 第3条第5項に規定する給料の額、同条第6項から第8項までに規定する基本報酬の額、第8条の規定により読み替えて準用する給与条例第24条第2項に規定する休日勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、休日勤務手当に相当する報

酬)の額及び前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 2 第4条第2項の規定により時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に基本報酬を支給する場合において、その支給する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第17条 給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、これらの規定中「第27条」とあるのは、「松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第18条 給与条例第34条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、給与条例の適用を受ける職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して任命権者が別に定める。

(給与の口座振替)

第20条 会計年度任用職員の給与は、市長が別に定めるところにより、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第21条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第20条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して市長が別に定める。

- 3 第1項の費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第20条第3項から第6項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第22条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、当該費用を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の額は、松山市職員等の旅費に関する条例(平成2年条例第9号)の

例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、同条例別表の4級の職務に相当するものとする。

(休職中の給与)

第23条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員が法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされたとき、松山市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第25号）第3条の規定により休職にされたとき、及び法第55条の2第5項の規定により休職者とされたときは、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に在職する臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が引き続き施行日から会計年度任用職員として施行日の前日の職務と同一と認められる職務に従事する場合において、当該会計年度任用職員の受ける給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬）の額及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、地域手当に相当する報酬）の額の合計額が施行日の前日に受けていた給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額又は報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。）の額に達しないこととなるときは、当該会計年度任用職員のうち市長が適当と認めるものに対し、当該職務に従事する期間として市長が適当と認める期間は、給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬をいう。以下この項及び次項において同じ。）の額及びこれに対する地域手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、地域手当に相当する報酬をいう。次項において同じ。）の額の合計額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により、時間外勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、時間外勤務手当に相当する報酬）、休日勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、休日勤務手当に相当する報酬）、夜間勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、夜間勤務手当に相当する報酬）及び期末手当の額並びに給与の減額を計算する場合における給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額は、当該合計額に同項の規定による給料の額を加えた額とする。

（市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正）

4 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和22年6月24日制定）の一部を次のように改正する。

第1条第11号を次のように改める。

(11) 地方公務員法第3条第3項第3号の2に規定する職にある者

第8条第1項第1号中「第9号」を「第10号」に改め、同項第2号中「第10号及び」を削る。

別表行政不服審査審理員の項を削る。

（松山市職員定数条例の一部改正）

5 松山市職員定数条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）及び非常勤職員」に改める。

（松山市職員の分限に関する条例の一部改正）

6 松山市職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「昭和27年条例第31号）」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号））」を加える。

（給与条例の一部改正）

7 松山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第5章を次のように改める。

第5章 会計年度任用職員の給与

第31条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める。

第32条 削除

(松山市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 8 松山市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 常時勤務を要する職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。次条第2項において同じ。)、同法第3条第3項第4号に規定する常勤の秘書及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該職員として勤務することとされているものに限る。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)

第3条第2項中「地方公務員法第26条の6第7項第1号、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条若しくは第4条若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき任期を定めて採用された」を「常時勤務を要する職を占める職員のうち法律により任期を定めて任用された」に改める。

第6条第1項中「勤続した者」の次に「(フルタイム会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第2項中「、通勤」を「通勤」に、「、死亡」を「、又は死亡」に、「退職し、定年」を「退職したもの及び11年以上25年未満の期間勤続した者(フルタイム会計年度任用職員を除く。)」で定年」に改める。

第7条第1項第2号、第4号及び第5号中「退職した者」の次に「(フルタイム会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第2項中「、通勤」を「通勤」に、「死亡」を「又は死亡」に、「退職し、定年」を「退職したもの及び25年以上勤続した者(フルタイム会計年度任用職員を除く。)」で定年」に改める。

第8条の5第2項を次のように改める。

- 2 前項の「基本給月額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の一般職の職員 松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定め

る条例（昭和36年条例第2号）（以下これらを「給与条例等」という。）に規定する給料及び扶養手当の月額合計額

(2) 月額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例に規定する給料の月額

(3) 日額で給料を定めるフルタイム会計年度任用職員 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例に規定する給料の日額に21を乗じて得た額

附則第9項中「第8条の5第2項」を「第8条の5第2項第1号」に改める。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

12 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、フルタイム会計年度任用職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額は、これらの規定により計算した退職手当の基本額の100分の50に相当する額とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

9 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和36年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4項において「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末

手当とする。

- 4 会計年度任用職員の給与については、前3項に定めるもののほか、職員及び松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を受ける職員との権衡を考慮して定めるものとする。

（条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部改正）

- 10 条件付採用期間中の職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第26条の6第7項、松山市職員の臨時的任用に関する規則（昭和53年規則第26号）第2条第1項各号」を「法第22条の3第4項若しくは第26条の6第7項」に、「に規定する」を「の規定により行う」に改める。

（松山市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

- 11 松山市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中「3級」を「2級」に改める。

（松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 12 松山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第4項において「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

- 3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

- 4 会計年度任用職員の給与については、前3項に定めるもののほか、職員及び松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）の適用を

受ける職員との権衡を考慮して定めるものとする。

(松山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

1 3 松山市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「副市長」の次に「, 教育長又は常勤の監査委員」を加え, 「教育長, 常勤の監査委員, 」を削る。

(松山市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 4 前項の規定による改正後の松山市職員等の旅費に関する条例の規定は, 施行日以後に出発する旅行から適用し, 施行日前に出発した旅行については, なお従前の例による。

(松山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

1 5 松山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「の非常勤職員」の次に「(再任用短時間勤務職員等(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。第21条第2号において同じ。))を除く。)」を加える。

第3条第2号中「第15条の規定により規則で定める産前産後の休暇(当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員(地方公務員法第28条の4第1項, 第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。第21条第2号及び第22条第1項において同じ。))である場合にあっては, 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める産前産後の特別休暇)」を「第11条第1項に規定する休暇のうち産前産後に係る休暇」に改める。

第9条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。))を除く。次条において同じ。)」を加える。

第21条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。第3項において同じ。))にあっては, 当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を削り, 同条第2項中「子」を「勤務時間条例第11条に規定する休暇のうち子」に, 「のために勤務時間条例第14条の規定による特別休暇」を「に係る休暇」に改め, 「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え, 「当該特別休暇」を「当該休暇」に改め, 同条第3項

中「第15条の規定により規則で定める」を「第11条に規定する休暇のうち」に、「のための」を「に係る」に改める。

第23条中「第22条の2」の次に「（松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第17条の規定により準用する場合を含む。）」を、「第27条」の次に「（会計年度任用職員にあっては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条）」を加える。

（勤務時間条例の一部改正）

16 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

5 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項及び第2項並びに第4条第2項中「及び任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第8条の4第1項中「の規定により時間外勤務手当」を「（松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第7条の規定により同項の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により時間外勤務手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、時間外勤務手当に相当する報酬）」に改める。

第12条第1項第1号中「及び任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）」に改める。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

17 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第4条第1項中「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

18 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第48号）の一部を

次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第4条中「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

(松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

19 松山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

20 松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び松山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第1項ただし書中「並びに次項及び付則第3項」を「及び次項」に、「平成32年4月1日（以下）」を「令和2年4月1日（次項において）」に改める。

付則第2項の前の見出し及び同項を削る。

付則第3項に見出しとして「（年次休暇に関する経過措置）」を付し、同項中「前項の規定による平成32年度」を「施行日前から引き続き在職する職員の令和2年度」に、「は、平成34年3月31日（改正前の勤務時間条例）」を「のうち、第1条の規定による改正前の松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この項において「改正前の勤務時間条例」という。）」に、「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に、「平成33年3月31日」を「同年12月31日まで、改正前の勤務時間条例第12条第1項の規定により同年1月1日に与えられた年次休暇に相当するものにあつては令和3年12月31日」に改め、同項を付則第2項とし、付則第4項を付則第3項とする。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めるため、本案を提出する。

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市姫ヶ浜荘条例の一部改正について

松山市姫ヶ浜荘条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市姫ヶ浜荘条例の一部を改正する条例

松山市姫ヶ浜荘条例（平成 16 年条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「68 番地」を「68 番地 1」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		利用単位	金額
管理交流棟	研修室の利用	1 室 1 時間につき	1, 500 円
	入浴	1 人 1 回につき	470 円
宿泊棟	宿泊	1 人 1 泊（午後 3 時から翌日の午前 10 時まで）につき	7, 000 円
	一時利用	1 室 1 時間につき	2, 000 円

備考

- 1 入浴時間は、指定管理者が定める。
- 2 宿泊の場合は、管理交流棟の入浴料を徴収しない。
- 3 器具の利用料金は、実費相当額の範囲内において規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

姫ヶ浜荘の建替工事に伴い、利用料金の規定を整備するため、本案を提出する。

議案第 88 号

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防手数料条例の一部改正について

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防手数料条例の一部を改正する条例

松山市消防手数料条例（平成 12 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「1, 580, 000 円」を「1, 590, 000 円」に、「1, 940, 000 円」を「1, 950, 000 円」に、「2, 260, 000 円」を「2, 270, 000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

松山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第 13 条，第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条，第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条第2項第1号中「，名」の次に「，旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「，旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「，旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第5条第1項中「の申請」を「の規定による申請」に改め、同条第2項中「確認」を「規定による確認」に改め、同条第3項及び第4項中「第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第5項中「確認」を「規定による確認」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第5条第5項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「記録」を「記載が」に改め、同号を同項第7号とし、同条第6項中「第8号」を「第7号」に、「磁気ディスク等」を「磁気ディスク」に改める。

第13条第2項第3号中「氏又は」を「氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に

記載がされている旧氏を含む。)又は」に改める。

第14条第1項中「磁気ディスク等」を「磁気ディスク」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

第14条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「記録」を「記載が」に改め、同号を同項第5号とする。

第17条中「書類は」の次に「, 法令又は条例に基づく請求がある場合を除き」を加える。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

印鑑登録証明書について、旧氏の併記を可能とするとともに、性別の記載を廃止するため、本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市幼稚園条例等の一部改正について

松山市幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市幼稚園条例等の一部を改正する条例

(松山市幼稚園条例の一部改正)

第1条 松山市幼稚園条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

(松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和22年法律第164号)」の次に「並びに子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)」を加える。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同

条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認

定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担金その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項並びに第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「，施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を，それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とある」を「教育・保育給付認定子ども」とある」に、「支給認定子ども」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28

条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「第6項」を「第4項」に改める。

第38条中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳

未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が相当と認めるもの（付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

できる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担金その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「支給認定子ども」を「

満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者，特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に，「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り，特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と，第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と，第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と，同条第1項に，「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に，「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と，「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と，同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と，第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め，同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に，「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に，「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め，同条第3項中「含むものとして；この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「，地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を，それぞれ含むものとして，この章（第40条第2項を除き，前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）），第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と，「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当

該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

付則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同

じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に改める。

付則第4項及び付則第5項を削り、付則第6項を付則第4項とする。

付則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を付則第5項とする。

(松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第3条 松山市子ども・子育て支援法施行条例(平成27年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1号中「第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2号中「第14条第1項」の次に「(法30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の属する月の前月以前の月分の第1条の規定による改正前の松山市幼稚園条例の規定による保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化に伴い保育料に係る規定を削除するとともに、子育てのための施設等利用給付について、虚偽報告等をした者に過料を科すため、本案を提出する。

議案第 92 号

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市環境基本条例の一部改正について

松山市環境基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市環境基本条例の一部を改正する条例

松山市環境基本条例（平成 15 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「10 人」を「20 人」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

環境審議会の委員定数を引き上げるため、本案を提出する。

令和元年 9 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部改正について

松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関
する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続
に関する条例の一部を改正する条例

松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関
する条例（平成 10 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名中「が設置する」を削る。

第 1 条中「同条第 9 項」の次に「（法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。）」を、「同じ。）」の次に「及び法第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第
3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を
含む。以下同じ。）」を加え、「同条第 1 項」を「法第 9 条の 3 第 1 項又は法第 9 条の 3
の 3 第 1 項」に、「同条第 8 項」を「法第 9 条の 3 第 8 項（法第 9 条の 3 の 3 第 3 項にお
いて読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「市長」の次に「又は市から非常災害
により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）」を加える。

第 2 条中「報告書等」を「法第 9 条の 3 第 2 項の規定による報告書等」に改め、「焼却
施設」の次に「（以下「焼却施設」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定による報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する
機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、焼却施設とする。

第 3 条に次の 2 項を加える。

2 受託者は、法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようと
するときは、次の各号に掲げる事項及び市長が指示する事項を記載した書面を市長に届
け出なければならない。

(1) 焼却施設の名称

- (2) 焼却施設の設置の場所
- (3) 焼却施設の種類
- (4) 焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 焼却施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、同項各号に掲げる事項を告示するものとする。

第4条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 受託者が報告書等を公衆への縦覧に供する場合は、受託者の事務所

第4条第2項中「前条の」を「前条第1項又は第3項の規定による」に改める。

第5条中「第9条の3第2項」の次に「又は第9条の3の3第2項」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「）第16条」を「。以下この条において「評価法」という。）第16条又は愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号。以下この条において「評価条例」という。）第15条」に、「第18条」を「評価法第18条又は評価条例第17条第1項」に、「第20条第2項」を「評価法第20条第2項又は評価条例第20条第4項において準用する評価条例第10条第2項」に、「市町村長」を「市町長」に、「前条」を「第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（縦覧期間等の特例）

第7条 市長は、非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための施設の設置又は変更の場合であって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、第4条第2項に規定する縦覧期間を短縮し、及び前条第2項に規定する提出期限を繰り上げることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

非常災害時に、一般廃棄物処理施設の設置に要する期間を短縮し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市手数料条例の一部改正について

松山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市手数料条例の一部を改正する条例

松山市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第124号の9アに次のように加える。

(エ) 複数建築物 次に掲げる申請建築物及び他の建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

a 申請建築物 当該申請建築物の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額

b 他の建築物 当該他の建築物の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額（建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けている他の建築物にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）

第2条第1項第124号の10ア中「前号ア」を「前号ア(ア)から(ウ)まで」に改め、「得た額」の次に「（建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けていない他の建築物が追加される場合は、前号ア(ア)から(ウ)までに規定する額）」を加え、同号イ(ア)中「前号ア」を「前号ア(ア)から(ウ)まで」に改め、「得た額」の次に「（建築物エネルギー消費性能向上計画認定を受けていない他の建築物が追加される場合は、前号ア(ア)から(ウ)までに規定する額）」を加える。

付 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を徴収するため、本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市水道事業給水条例の一部改正について

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松山市水道事業給水条例（平成9年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第2指定手数料の項の次に次のように加える。

指定の更新手数料	指定給水装置工事事業者 1件につき	10,000円
----------	-------------------	---------

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

水道法等の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を徴収するとともに、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市森林環境整備基金条例の制定について
松山市森林環境整備基金条例を次のように定める。

記

松山市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 本市の森林を適切に整備し、及び管理するとともに、林業の振興を総合的に推進するため、森林環境譲与税を原資として、松山市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

森林環境整備基金を設置するため、本案を提出する。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

((仮称)松山市姫ヶ浜荘新築主体その他工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 (仮称)松山市姫ヶ浜荘新築主体その他工事
2. 施工場所 松山市長師68番地1他
3. 内 容 宿泊棟新築工事 1式
管理交流棟新築工事 1式
トイレ・シャワー棟新築工事 1式
付帯その他工事 1式
4. 請 負 人 松山市中央一丁目9番20号
株式会社横田建設
代表取締役 横田 郁
5. 請負金額 2億4,145万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 1台

2. 取得価格

6,688万円

3. 契約の相手方

松山市余戸中六丁目9番52号

小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社

支社長 眞部 治夫

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（妙）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

財産の取得について（救助工作車Ⅱ型）

次のとおり財産を取得するものとする。

記

1. 取得財産

救助工作車Ⅱ型 1台

2. 取得価格

1億879万円

3. 契約の相手方

松山市南江戸一丁目2番26号

株式会社ヤマダ

代表取締役 山田 雄士

4. 契約方法

指名競争入札

（提案理由）

本件は、予定価格6,000万円以上の物品購入契約であるから、条例の定めるところにより物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（妙）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格6,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和元年9月5日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 素鷲 185号線	立花五丁目	立花五丁目	
2	市道 雄郡 203号線	針田町	針田町	
3	市道 桑原 274号線	東野三丁目	東野三丁目	
4	市道 桑原 275号線	東野三丁目	東野三丁目	
5	市道 味生 288号線	別府町	別府町	
6	市道 生石 290号線	久保田町	久保田町	
7	市道 生石 291号線	高岡町	高岡町	
8	市道 久枝 278号線	西長戸町	西長戸町	
9	市道 堀江 248号線	堀江町	堀江町	
10	市道 余土 243号線	市坪南三丁目	市坪南三丁目	
11	市道 石井 522号線	西石井四丁目	西石井四丁目	
12	市道 石井 523号線	古川西三丁目	古川西三丁目	
13	市道 北条 20号線	北条辻	北条辻	
14	市道 生石 292号線	久保田町	久保田町	
15	市道 久米 249号線	来住町	来住町	

(提案理由)

図面番号第1～13号は都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づき建設された道路で、同法第39条の規定に伴い、第14～15号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

都市計画法 (抄)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

(開発行為等により設置された公共施設の管理)

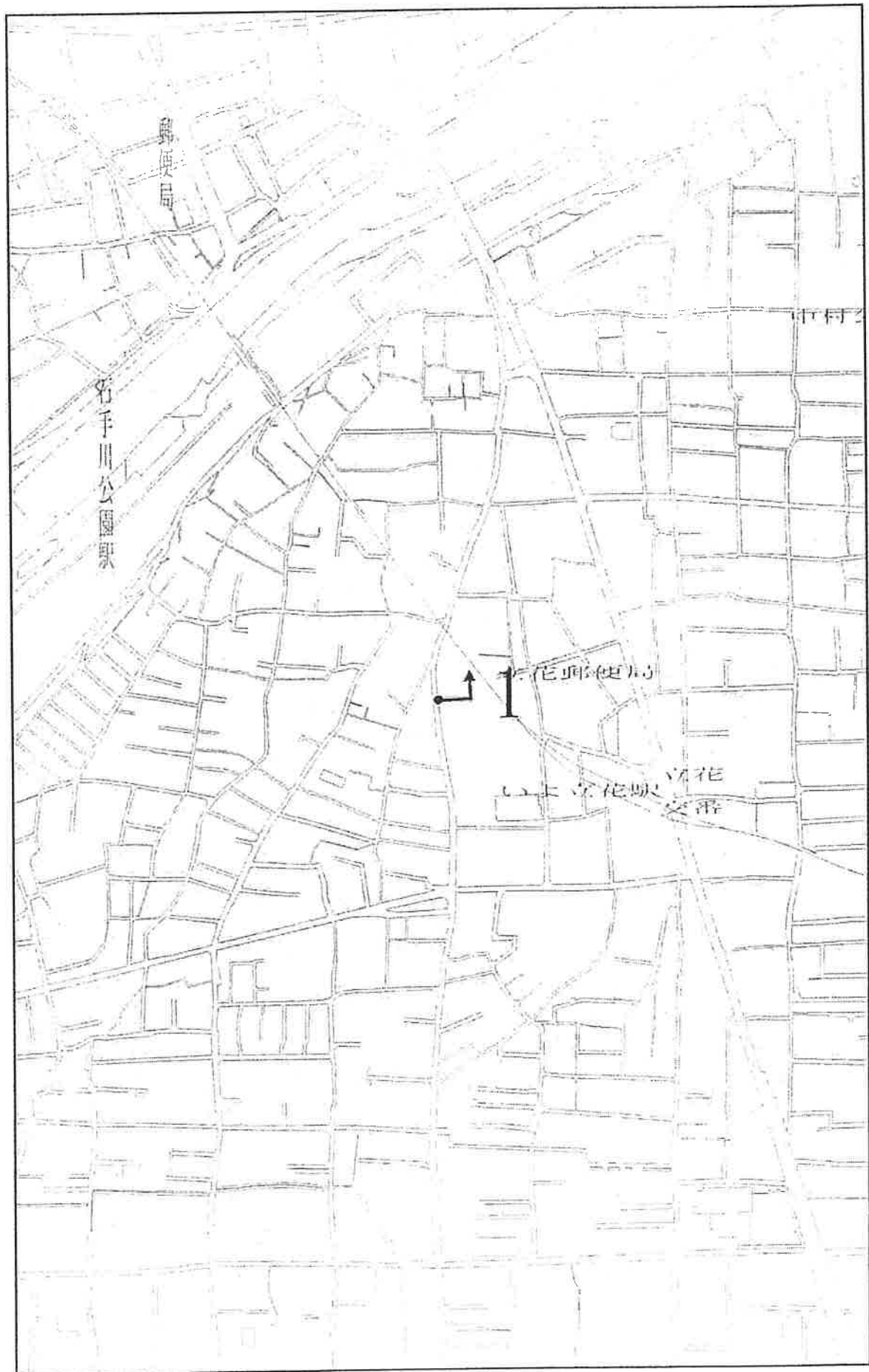
第39条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第36条第3項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあり、又は第32条第2項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

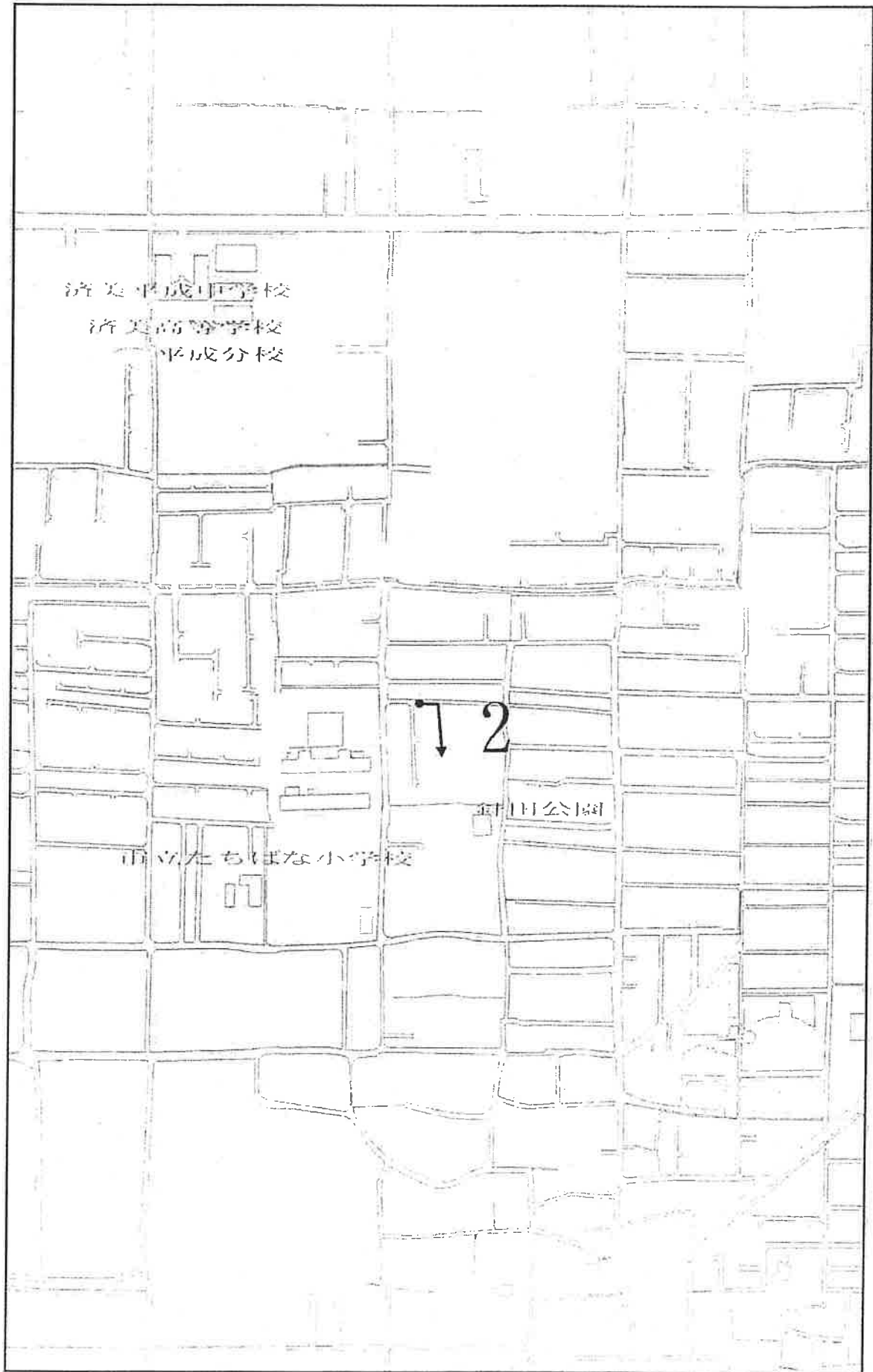
道路法 (抄)

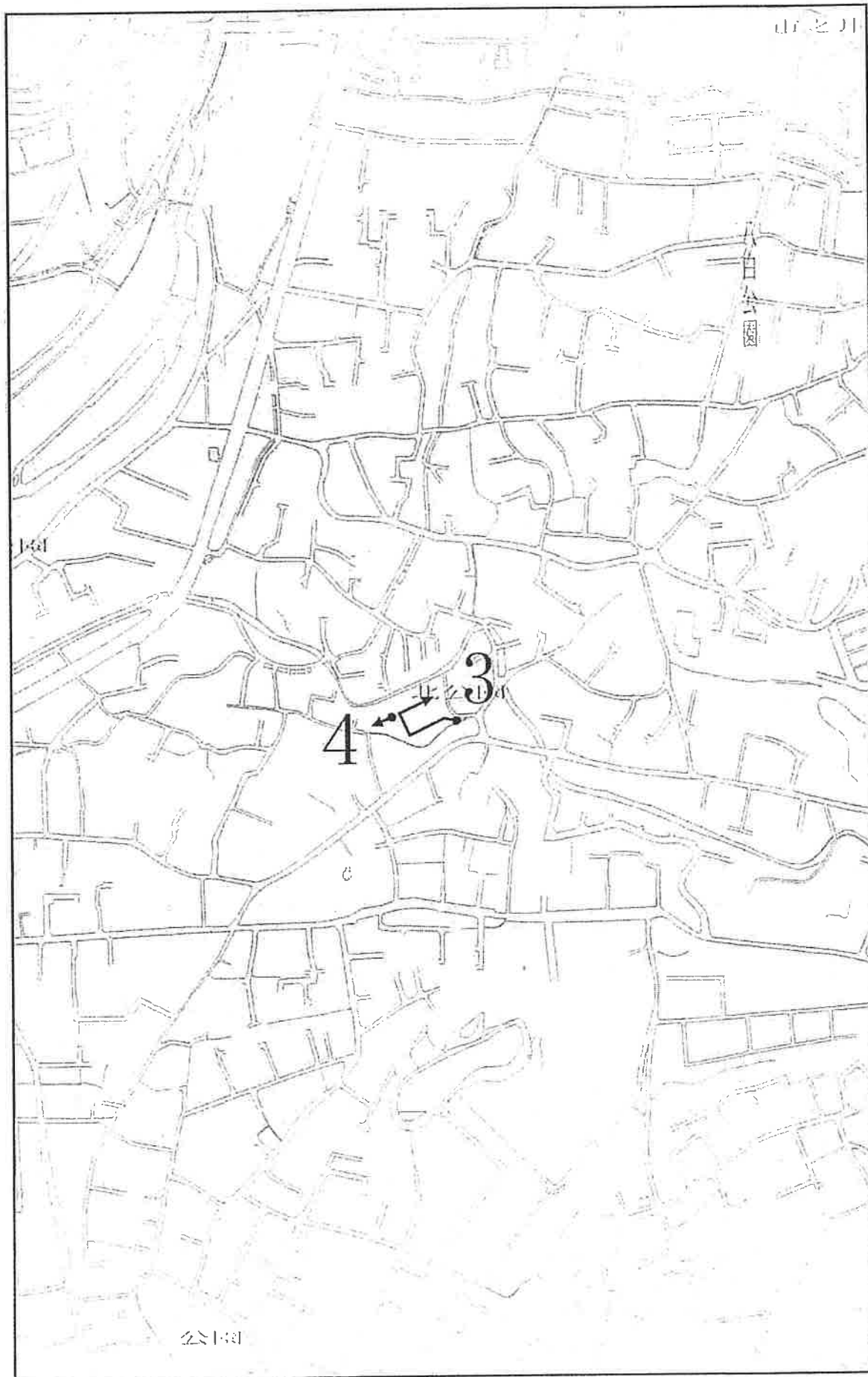
(市町村道の意義及びその路線の認定)

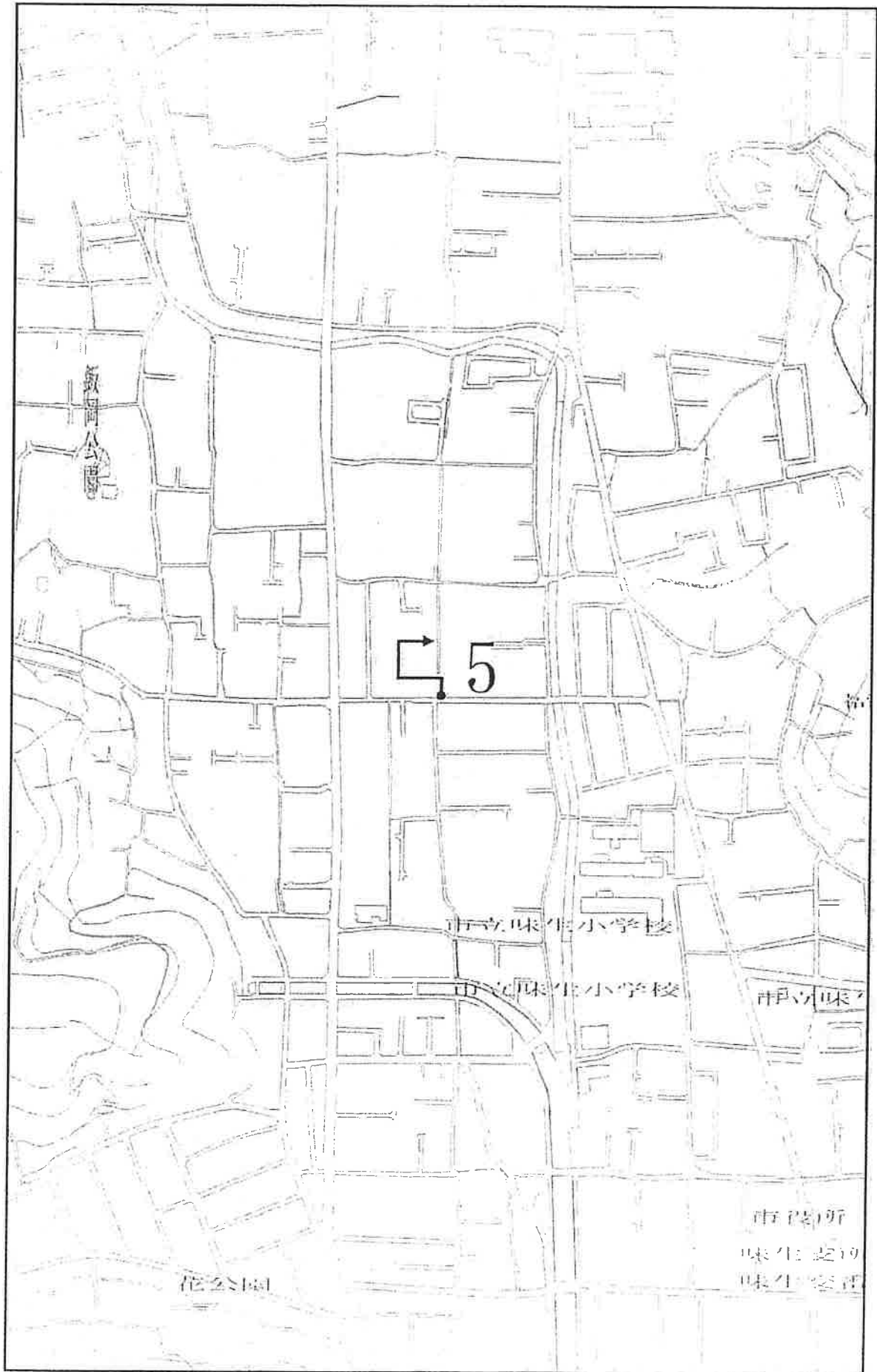
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。









5

市立味生小学校

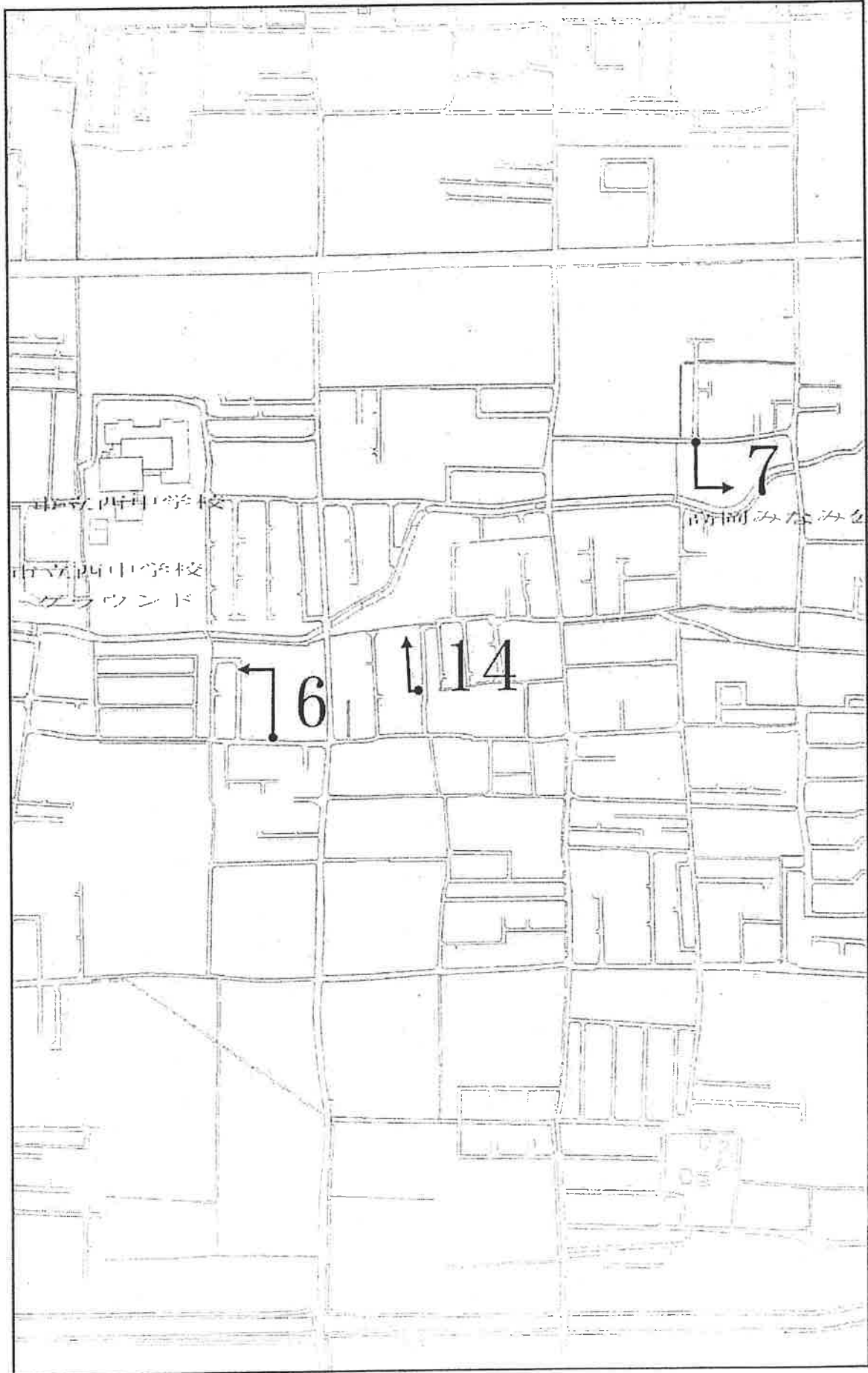
市立味生小学校

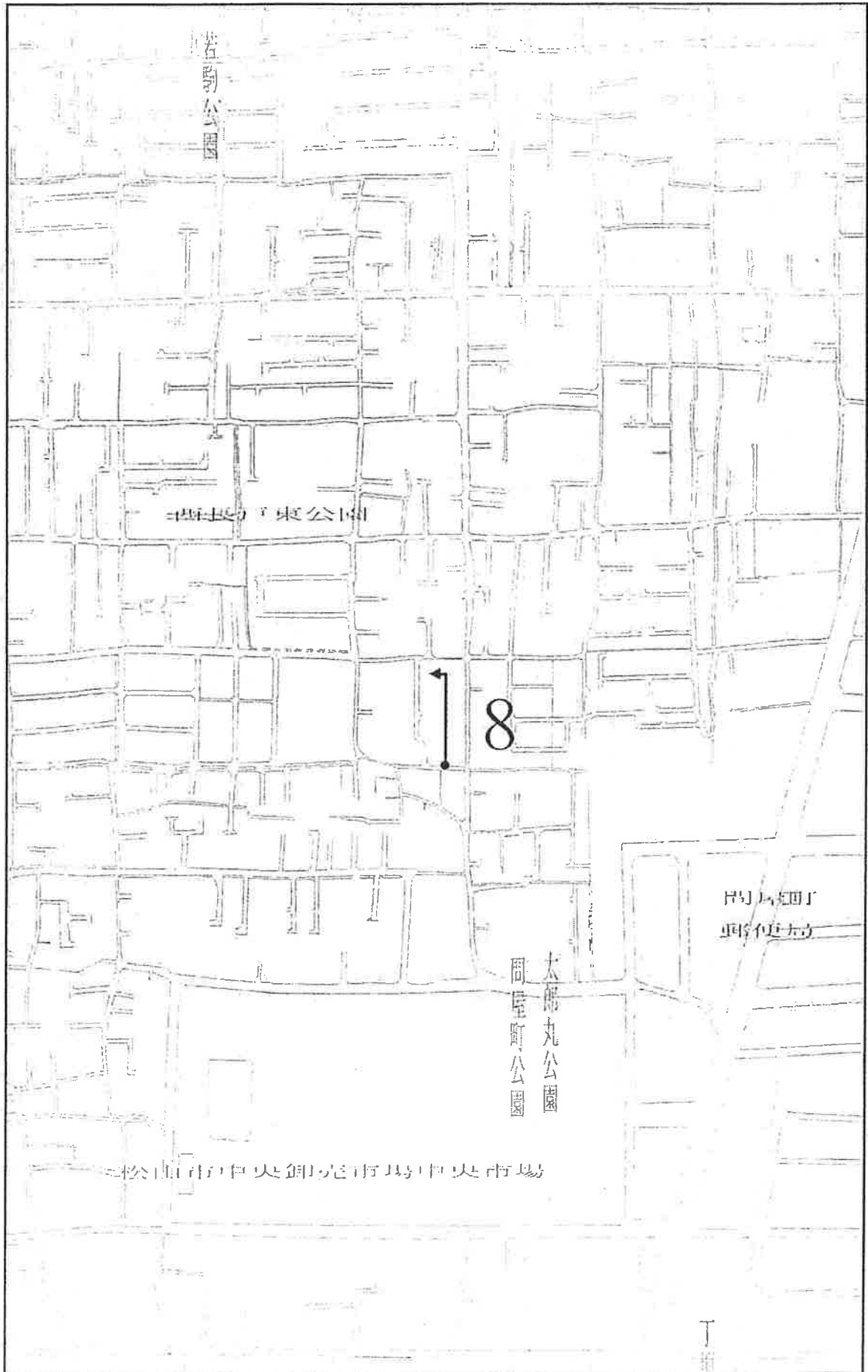
市役所

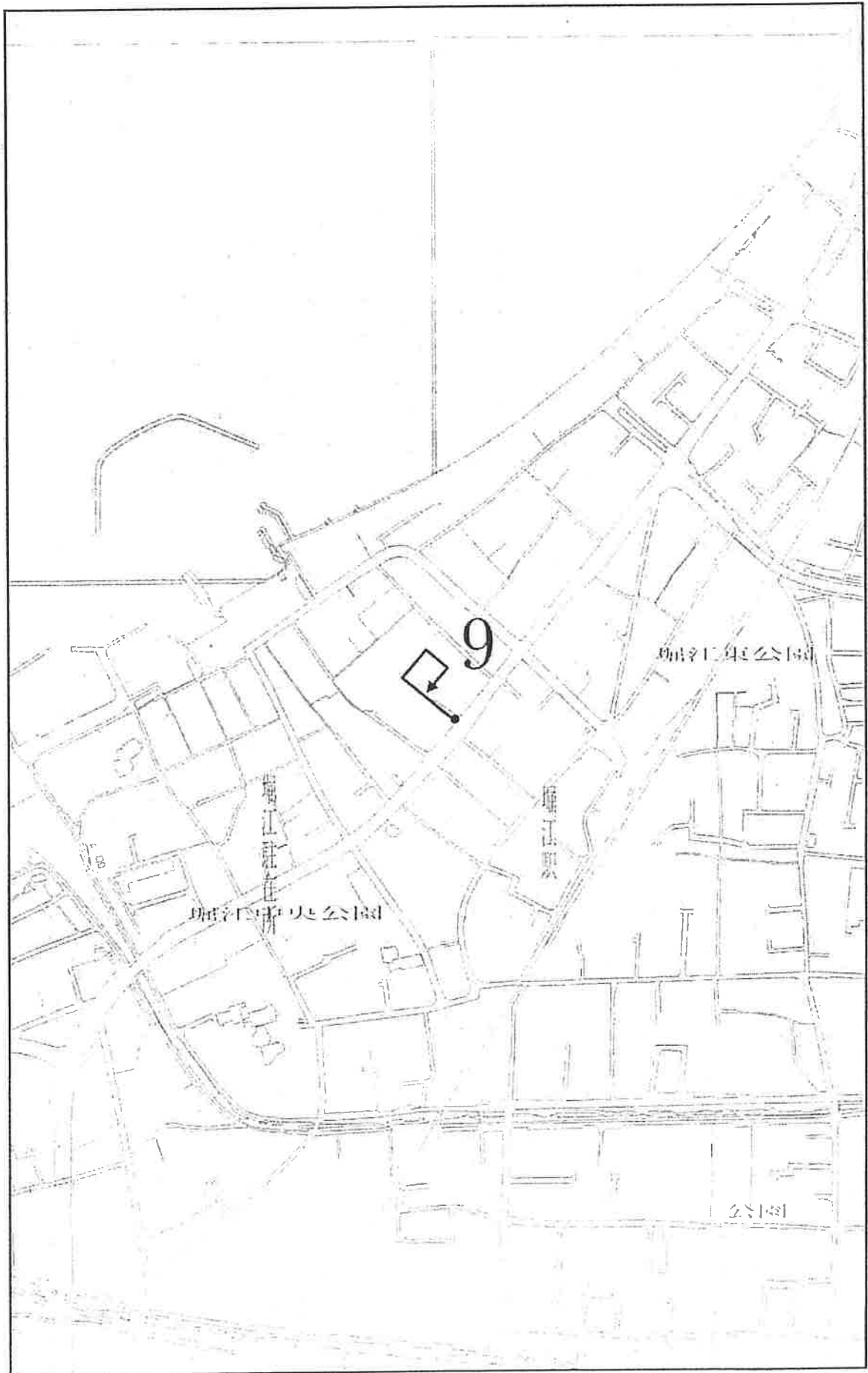
味生支所

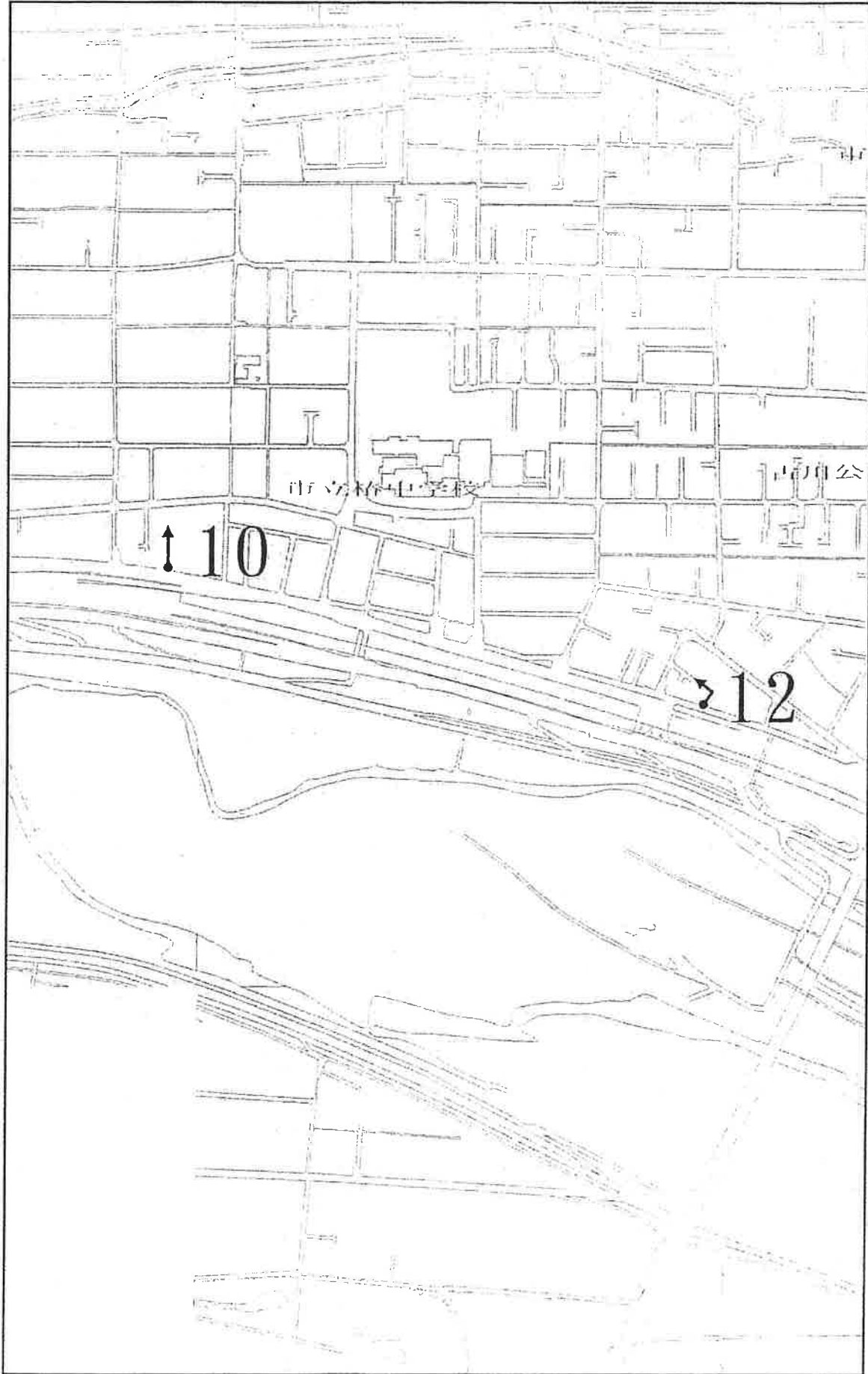
味生空

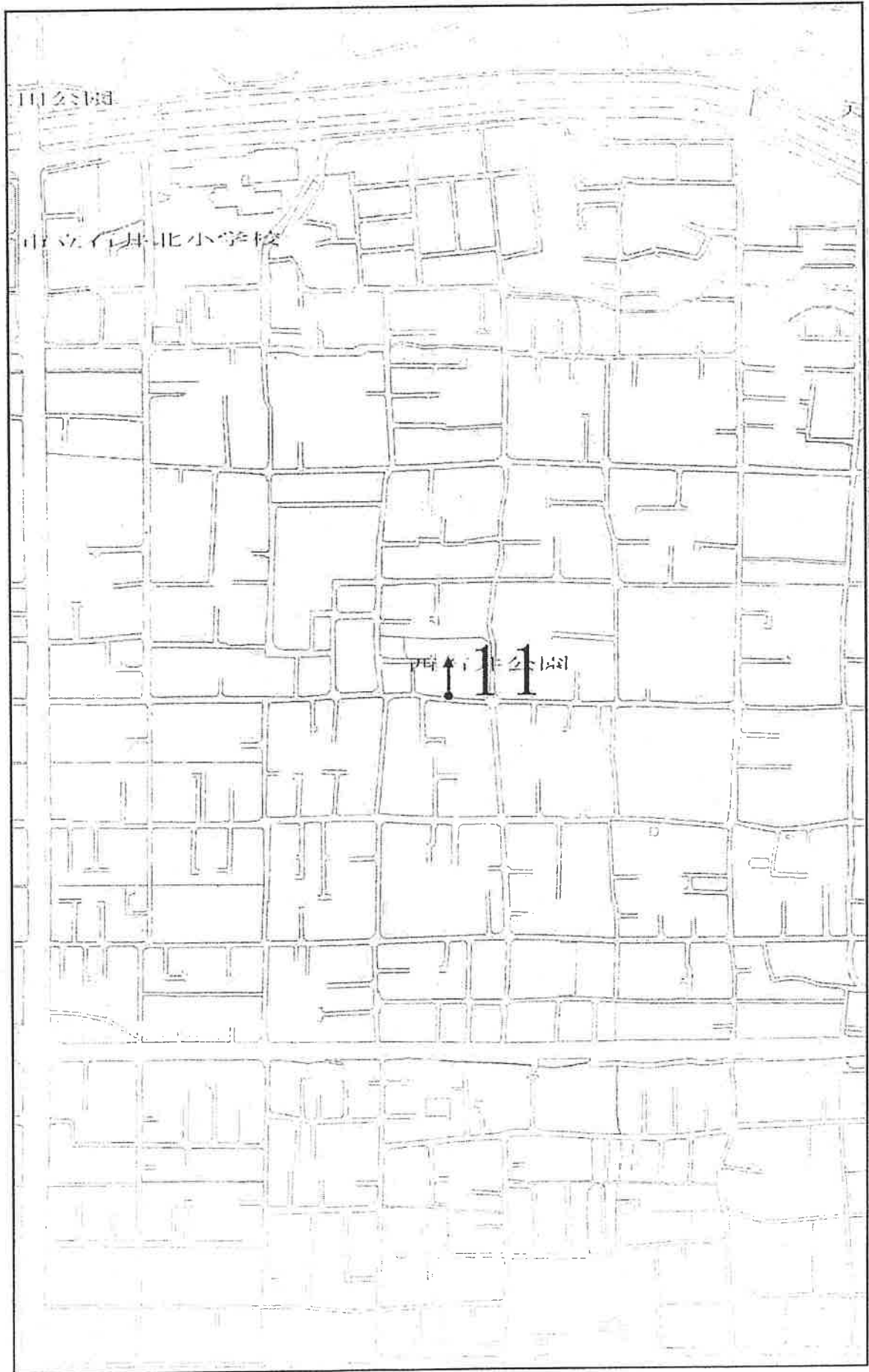
花園

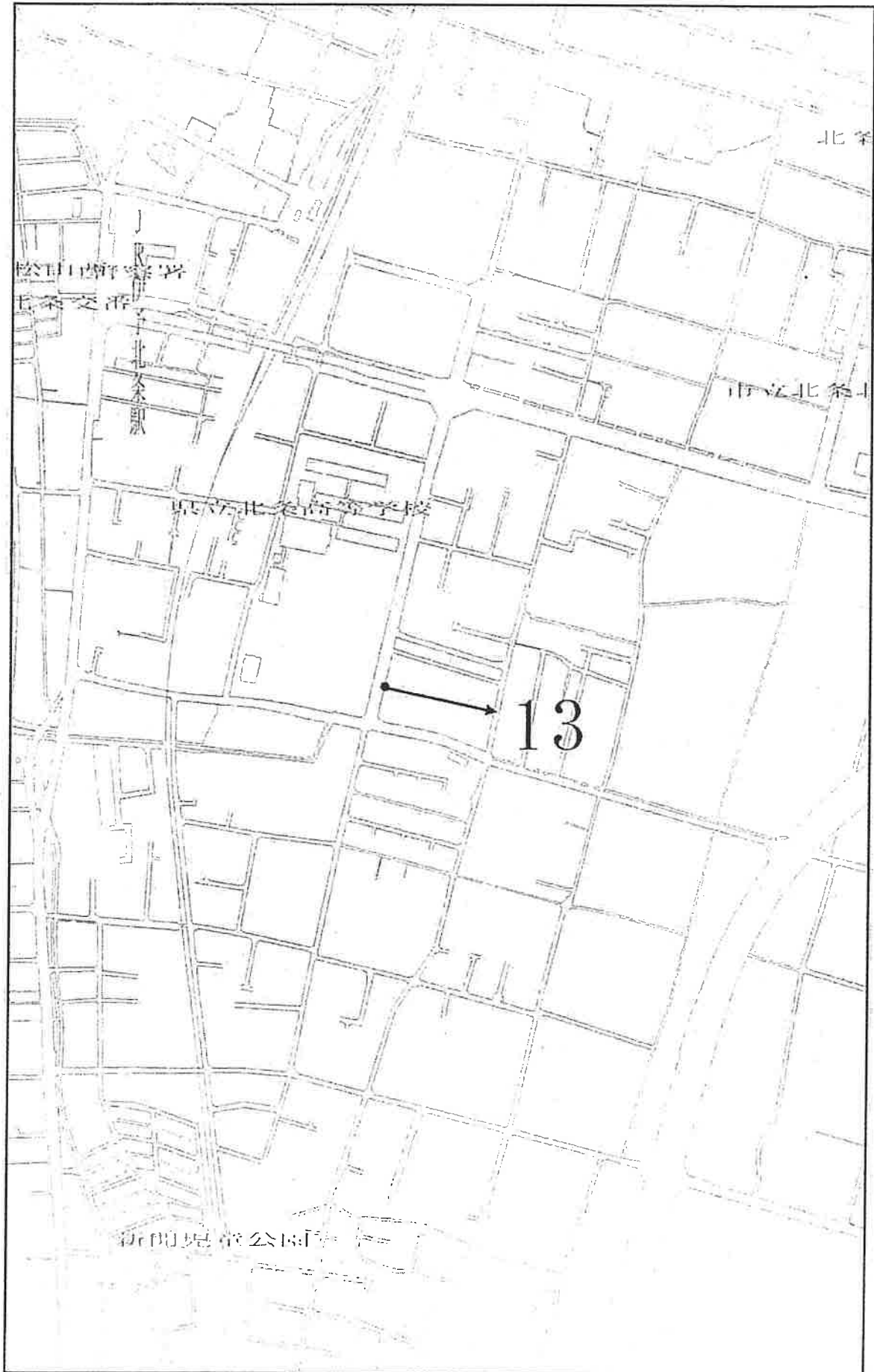


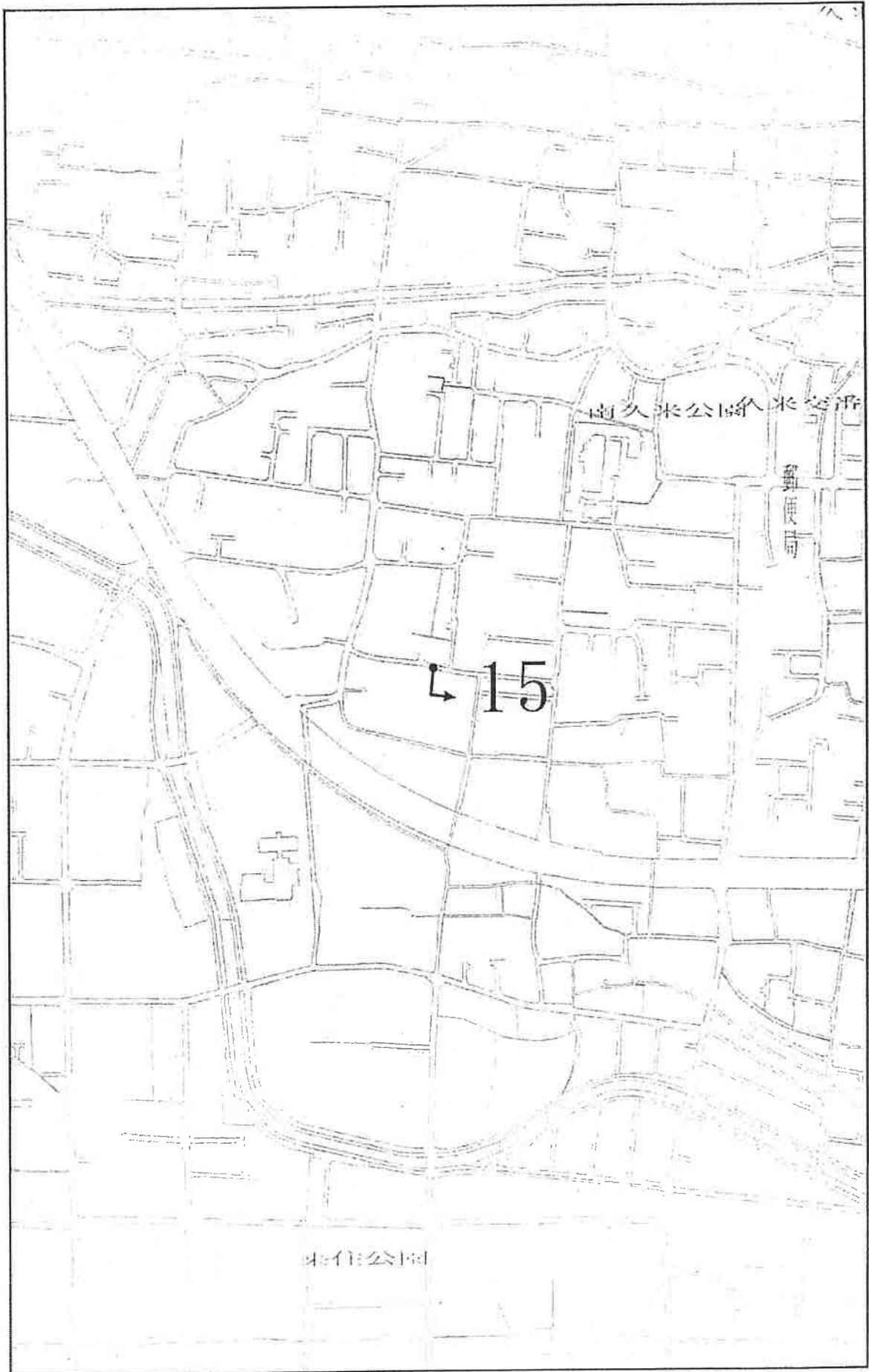












図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 素鷲 185号線	松山市立花五丁目 65番13地先	松山市立花五丁目 65番10地先	4.3 ～ 10.1	54.9
2	市 道 雄郡 203号線	松山市針田町 127番3地先	松山市針田町 125番8地先	4.3 ～ 4.3	65.6
3	市 道 桑原 274号線	松山市東野三丁目 甲258番3地先	松山市東野三丁目 甲260番7地先	4.2 ～ 5.3	92.6
4	市 道 桑原 275号線	松山市東野三丁目 甲258番6地先	松山市東野三丁目 甲258番7地先	5.3 ～ 7.4	20.4
5	市 道 味生 288号線	松山市別府町 381番5地先	松山市別府町 426番8地先	4.3 ～ 8.6	106.4
6	市 道 生石 290号線	松山市久保田町 311番2地先	松山市久保田町 307番20地先	5.3 ～ 9.7	93.8
7	市 道 生石 291号線	松山市高岡町 170番3地先	松山市高岡町 168番6地先	4.8 ～ 9.2	78.2
8	市 道 久枝 278号線	松山市西長戸町 99番2地先	松山市西長戸町 99番11地先	5.0 ～ 9.8	95.9
9	市 道 堀江 248号線	松山市堀江町 甲1637番4地先	松山市堀江町 甲1635番15地先	5.3 ～ 9.9	160.9
10	市 道 余土 243号線	松山市市坪南三丁目 918番5地先	松山市市坪南三丁目 918番9地先	4.3 ～ 8.8	35.8
11	市 道 石井 522号線	松山市西石井四丁目 389番1地先	松山市西石井四丁目 389番5地先	4.3 ～ 8.7	32.4
12	市 道 石井 523号線	松山市古川西三丁目 1185番8地先	松山市古川西三丁目 1185番7地先	4.5 ～ 9.3	34.0
13	市 道 北条 20号線	松山市北条辻 565番1地先	松山市北条辻 565番12地先	4.3 ～ 9.0	104.5
14	市 道 生石 292号線	松山市久保田町 322番4地先	松山市久保田町 320番7地先	4.3 ～ 4.3	55.7
15	市 道 久米 249号線	松山市来住町 912番6地先	松山市来住町 912番9地先	4.3 ～ 8.8	40.1